

奨学金を希望する皆様へ

国立病院機構宇都宮病院

奨学金制度は、看護学校等（4年制大学も含む）に在籍する学生で、当該学校を卒業後、国立病院機構宇都宮病院へ就職を希望する学生に対して奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

奨学金貸与までの主な手続き等

1. 貸与の申込み（奨学生申請書に添付書類をそろえて病院へ送付）
2. 奨学生の選考（書類や面接等により、申込者の人物、学力等について総合的に審査をして決定します。）
3. 奨学金を貸与
4. 国立病院機構宇都宮病院の看護職員採用試験合格
5. 卒業・看護師免許取得
6. 国立病院機構宇都宮病院へ就職
7. 国立病院機構宇都宮病院で一定期間就業後、奨学金の返還免除

I. 申込み方法

- ・看護学校等を卒業後、国立病院機構宇都宮病院に就職することを希望する場合は次の書類をご提出(郵送可)ください。
 - ① 履歴書（写真貼付、様式は任意）
 - ② 奨学生申請書（別添 様式第1号）
 - ③ 看護学校等の在学証明書及び成績証明書

II. 奨学生の選考

- ・奨学生は、申込み時に提出された書類及び面接等を踏まえ決定します。
- ・なお、奨学生として内定された方には、院長から「奨学金貸与決定通知書」が発行されます。

III. 奨学生の提出書類

「奨学生貸与決定通知書」を受領した日から7日以内に「奨学生誓約書」を提出してください。

IV. 奨学金の額

奨学金の額は、年間60万円（予定）です。

ただし、5月1日以降に奨学金の貸与決定された場合は以下のとおりとします。

10月31日までに奨学金貸与決定の場合、初年度は半額を10月に貸与します。

11月1日以降に奨学金貸与決定の場合、次年度から年額貸与します。

V. 奨学金の貸与期間

奨学生になった日の属する年度から2年間（大学の場合は3年間）
貸与開始時期は看護学校（大学）の2学年次になります。
（看護学校（大学）の1学年次については貸与しません。）

VI. 奨学金の貸与方法

年額60万円（予定）を各年度の4月・10月の2回に分け、本人名義の
預金口座に振り込みます。

VII. 奨学金の返還の免除

奨学金は、看護学校等を卒業後、国立病院機構宇都宮病院の看護師として勤務し
た場合、1年度勤務満了ごとに1貸与年度分が返還免除されます。

VIII. 奨学金の返還

看護学校等を卒業後、国立病院機構宇都宮病院に就職しなかった場合などは、
貸与を受けた奨学金について原則として一括返還が必要となります。

（一括返還が必要となる事由）

- 自己の都合により奨学生を辞退した場合。
- 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。
- 看護学校学生にあっては新たな学年に進級できないとき。
- その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 職員採用試験に不合格になったとき。
- 卒業した年に看護師の免許を取得できないとき。

IX. 栃木県看護職員修学資金制度

当院は、「栃木県看護職員修学資金貸与制度」の返済免除病院に指定されています。
貸与額は月額32,000円となっており当院の奨学金と併せて利用する事が
出来ます。

※詳細については栃木県保健福祉課人材担当（TEL028-623-3152）迄

X. 申込み及び問い合わせ先

お申し込み、お問い合わせ、ご不明な点は下記担当者までご連絡ください。

〒329-1104

栃木県宇都宮市下岡本町2160

独立行政法人国立病院機構宇都宮病院

管理課 庶務係長 洞庭

TEL028-673-2111

FAX028-673-6148